

## 日米地位協定の抜本改定を求める「全国知事会の提言」を重く受け止め、日米地位協定の抜本改定に取り組むことを政府に求める請願について

志政加古川

全国知事会が「米軍基地負担に関する提言」を全会一致で採択しましたが、これは亡くなった翁長沖縄県知事の「基地問題は一都道府県の問題ではない」との訴えを受け、研究会で2年かけて検討しまとめたもので、これ自体は当然の要求であります。

主権国家の領土内に、他国のしかも先勝国の軍事基地があり、それが航空法をはじめとする主権国家である日本の法律で規制できない状況は異常であり、ある定義においては「まだ占領されている」ともいえます。問題は、なぜそういう協定が結ばれたかということです。

これは当初は「行政協定」であった地位協定こそ日米同盟のコアであり、地位協定あってこそ**の安保条約**で、安保条約はその原則を書いたものであるからです。行政協定はあまりにも不平等なので骨子だけを条約とし、協定は国会承認の対象としませんでした。それは1960年に地位協定となったときも同じで、国会では審議さえされていません。なぜこんな異常な協定が続いているのかと調査・研究しますと、その根本的な原因は日本国憲法に帰結します。

日本に侵略される危険が迫った場合に、日米共同作戦の指揮系統をどうするのか。NATOではヨーロッパ各国が米軍の指揮権を放棄し、その代わりにアメリカが各国と協議します。ドイツの場合は「二重の鍵」といわれる方式で、アメリカが核兵器をドイツ国内に配備することを公表し、その運用についてドイツ政府が拒否権を持っています。

ところが日本は憲法の建て前で軍備を持たないので、そういう協定を結ぶことができず、米軍を日本政府が指揮できません。このためアメリカが在日米軍基地の指揮権も管制権ももつ地位協定ができ、日本政府は「事前協議」を求める権利しかありません。

それを解決する方法は安保条約を改正して、日米が互いに防衛責任をもつ**相互防衛条約**にすることですが、それは憲法第9条に違反します。

アメリカから見ると、日本はアメリカを守る責任がないのに、アメリカが日本の防衛責任を負う安保条約は不平等条約であります。つまり安保条約は、日米どちらにとっても不平等な「非対称条約」なのです。だから不平等な地位協定を改正するためには、安保条約を改正して、日本もアメリカを防衛する責任を明記する必要があり、そのためには憲法を改正する必要があります。

ところが、本請願は「**憲法9条を守る立場から**」と明言された上で、提言に賛成されており、国民の生命・財産や領土・領海・領空を守るという観点から考察しますと、完全に矛盾していると考えます。

よって、本請願には賛成出来ない旨申し上げ、態度表明とさせていただきます。